

令和5年第8回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年8月7日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年8月17日
4. 出席農業委員 18名
- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------------------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
- | | | | |
|-----------------------|----------------------|------------------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々木 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市蔵 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田 俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主査 引地俊英、主査 鈴木志津香、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願いについて
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 あっせん申出について
- 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
- 議 長 只今から、令和5年第8回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時55分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員19名で定足数に達しております。
す。よって令和5年第8回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますの

で、17 番、渡邊茂委員、18 番、土屋洋一郎委員、以上 2 名を指名いたします。
また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日 1 日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 1 号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。
●●●●さんは、トラクター、耕運機、噴霧器等の農業機械を所有し、家族で年間 300 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 220 a です。通作距離は、自宅から車で 5 分から 15 分の範囲にあります。

2 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。
●●●●さんは、耕運機、噴霧器、草刈り機の動噴霧器を所有し、本人が年間 200 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 13 a です。通作距離は、自宅から車で 5 分であります。

3 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。
●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、噴霧器、草刈りの農業機械を所有し、本人が年間 150 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 67 a です。通作距離は、自宅から車で 6 分であります。

4 番は、●●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●●●さんは、トラクター、耕運機、噴霧器、軽トラック、草刈り機を所有し、家族で年間 400 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 89 a です。通作距離は、自宅から徒歩で 2 分であります。

5 番は、●●●●●さんから、●●●●さん、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さん夫妻は、新規就農者になります。農作業に必要とする農機具、管理機につきましては借りる予定となっております。また、必要に応じ農機具を購入する予定であります。家族で年間 350 日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は 4 a です。通作距離は、購入する自宅のすぐ脇になり

ます。家庭菜園として利用するとのことでした。

6番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、管理機の農業機械を所有し、家族が年間210日農業に従事しており、許可後の耕作面積は72aです。通作距離は、自宅から徒歩で3分であります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく願います。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、8番、宍戸洋一調査員、お願いいたします。

8番委員 議案第1号1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●さんとは、電話でお話を伺いました。●●さんは、「五十沢に帰るつもりは全くありませんので、すべての土地を処分したい」とのことです、親戚である、譲受人の●●さんに相談しました。すると、●●さんは「よし、いいべ」との返事で、●●さんが家屋・農地すべてを引き受けることとなったそうです。譲受人の●●さんとは、直接お会いしてお話を伺いました。便利のいい田んぼや畑は、今までどおり、今まで作っていた人に耕作してもらい、家の周りの農地は、これまでもそうしていたように、草刈をして保全管理していきたいとのことでした。ただ、山間部の急傾斜地になっている農地だけは、手をつけられない、とのことでした。荒廃している農地はそんなにありませんので、総合的に見て許可相当かな、と判断してまいりました。委員の皆さまのご審議、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番と3番の案件について、35番、佐瀬之人調査員、お願いいたします。

35番委員 議案第1号の2番と3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2番3番は、それぞれ●●●●さんから●●●●さんへ、●●●●さんから●●●●さんへの贈与となっております、実際には土地交換の案件です。8月13日に現地で●●●●さんからお話を伺い、同日、●●●●さんと電話でお話を伺いました。交換する理由につきましては、●●●●さんの所有する農地が、●●●●さんの所有する農地の地続きになっていると。更に同じように、●●●●さんの所有する農地も、●●●●さんの農地と地続きになっているとのことでした。それぞれ農作業の効率化になるということで、以前から交換したいという話があったそうなんですけれども、去年、●●●●さんのお父さんが亡くなったこ

とで話が進んだとのことでした。現在の耕作状況ですけれども、●●さんの農地は梅の木が3本程度植わっている状態で、お母さんが梅干しを作っているとのこと、交換後も、梅の収穫が終わるまではそのままにしたいとのことでした。残った土地については家庭菜園にしたいとのこと。●●●●さんの農地は、保全管理状態にあります。●●●●さんは、交換後に天地返しを行った後、桃を栽培していきたいとのことでした。以上問題のない案件と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●さんとは、電話でお話を伺いました。●●さんは、伊達市に帰ってくる予定がないので、申請地の近くに住む●●さんに譲ることにしたとのことでした。何ら問題のない案件と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、32番、舟山健一調査員、お願いいたします。

32番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●●さんとは、8月13日午後3時に電話でお話を伺いました。●●さんは●●●●に在住しており、伊達市に戻ることはないとのこと、申請地とともに家屋を空き家バンクに登録しておりました。そうしたところ、家屋と農地を求める方がおりましたので譲ることにしたとのことでした。譲受人の●●●●さん、●●●●さん夫妻とは、8月15日午前9時に電話でお話しをすることができました。空き家は●●●●●のカーブを曲がってすぐの家なのですが、以前から認識していたこの物件が空き家バンクに登録されたので、譲ってほしいと申し出て、話がまとまったとのこととあります。申請地は、空き家に隣接しておりますが、道路とは接していないため、ほかの人が出入りできない場所にあるので一緒に譲り受けることにした、とのこと。現地につきましては、8月11日に見てまいりましたが、農地につきましては草がぼうぼうと生い茂っておりました。●●さん夫妻は、家庭野菜を作っていくとのことでしたので、今後は、きれいに使っていただけるんじゃないかと思います。問題のない案件だと思われますので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、25番、八島市蔵調査員、お願いいたします。

25番委員 議案第1号の6番の案件について報告いたします。8月11日に、譲渡人と

譲受人のお宅を訪問しまして、お話を聞いてまいりました。譲渡人の●●さんについては、仕事で不在でしたので、お母さんに話を伺いました。●●さん本人は農業に従事してはおらず、両親が農業をやっていたそうなんですが、昨年お父さんが亡くなり、農地を処分することにしたそうです。田んぼは賃貸に出せたのですが、畑はどうしようかと考えていたところだったそうです。譲受人の●●●●さんは、本業は土建業ですが、農業をやっている方です。申請地が●●さんの自宅の隣ですので、引き受けましょうということになったそうです。現地はきれいに保全管理されておりました。将来は柿を植えていきたいとのことでありました。何ら問題がないと思いますので、委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、建築条件付き売買予定地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、伊達総合支所から800m以内の距離にあり、宅地化率が42.5%ありますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。なお、本申請地は、都市計画法第34条11号の地区計画を設定されている区域となっております。すでに農地の北側につきましては、宅地分譲を行っており、今回残りの南側部分を宅地分譲することです。

2番については、露天駐車場敷地への転用であります。賃借権の設定10年

間であります。農地区分は、10h a 以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

3番については、砂利採取及び農地改良のための一時転用であります。貸借権の設定2年間です。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

4番については、分家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定、20年であります。農地区分は、10h a 以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。なお、本申請地は、令和3年12月の総会において、農振農用地から除外するのに意見を求められたところであります。

5番については、露天駐車場及び土砂崩れ対策用地敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、都市計画の非線引都計用途区域内の農地でありますので、第3種農地となります。第3種農地は、原則として許可できることとなっていますので、転用許可可能と判断しました。

以上、5件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日8月16日午前9時、ふれあいセンター集合で、吉田委員、八城推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、●●●●●●●●から西に300メートルほどに位置します。ここは民家がぐるっと立ち並んでおりまして、地区計画も立てられています。排水もしっかりありますので許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第2号の2番の案件について、17番、渡邊茂調査員お願いいたします。

17番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日8月16日午後2時、梁川総合支所集合で、渡邊政幸委員、土屋洋一郎委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。本件は露天駐車場への転用ということで、申請地は阿武隈急行の線路わきで道路に囲まれておりました。周囲の農地への影響もなく、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第2号の3番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員お願いいたします。

18 番委員 議案第 2 号の 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日 8 月 16 日午後 2 時、梁川総合支所集合で、渡邊政幸委員、渡邊茂委員、私、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。場所は用水路と通路に囲まれたところですが、令和元年の台風による洪水被害がひどかったところで、現在も周囲一帯が耕作されていないというところですが、今回、改良目的で土を掘り起こしたところ、砂利がひどくて、周囲に相談したところ●●●●を紹介され、砂利除去とともに、今後洪水被害に逢わないため、盛り土を行ってもらおうこととなりました。現地調査においても、今後も畑として使っていくのならば、特別問題は無いだろうという話になりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第 2 号の 4 番の案件について、2 番、柳沼正治調査員お願いいたします。

2 番委員 議案第 2 号の 4 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日 8 月 16 日午前 9 時 40 分、伊達市役所本庁舎集合で、佐藤易廣委員、阿部良夫委員、私、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。場所は保原町と霊山町の境にある集落内の農地です。分家住宅への転用ですが、U 字溝のしっかりある道路に接しており排水も問題ありません。問題のない案件と見てまいりましたので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第 2 号の 5 番の案件について、30 番、渡邊みき子調査員お願いいたします。

30 番委員 議案第 2 号の 5 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日 8 月 16 日午前 10 時 40 分、霊山総合支所集合で、大橋委員、引地推進委員、私、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。申請地は、霊山町●●にある●●●●●●の北側付近の農地です。今回、譲受人が空き家を購入するにあたり自家用車を駐車するスペースがなかったため、家屋に隣接する農地を利用し、露天駐車場として利用したいとのことですが、傾斜がきついため、農地としての利用は難しいとみてまいりました。周囲の農地への影響もなく問題のない案件と見てまいりましたので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 5 件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第３号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第 3 号朗読説明）

補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第3号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

1番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、昭和63年頃より駐車場、通路敷地として利用し現在に至っております。以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第３号の１番の案件について、４０番、阿部良夫調査員、お願いいたします。

40 番委員 議案第 3 号の 1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日 8 月 16 日午前 9 時 40 分、伊達市役所本庁舎集合で、佐藤易廣委員、柳沼正治委員、私、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。場所は、富成地区に入って最初の集落内にある農地です。申請人が 1 年前まで住んでいた宅地に接した農地です。昭和 63 年ごろより、駐車場や宅地通路として利用しておりました。現在は、●●さんという方が住まわれて、同じように利用されていることを確認しました。畑から雑種地への地目変更については、承認もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

議長 議案第 3 号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「現況確認証明願いについて」の1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第３号「現況確認証明願いについて」の１件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第4号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第 4 号の使用貸借権設定 2 番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第 4 号の使用貸借権設定 2 番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 34 件、使用貸借権設定に係る 3 件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、当事者分 1 件を除く所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 34 件、使用貸借権設定に係る 3 件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 34 件、使用貸借権設定に係る 3 件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の 1 件を除く、それ以外の所有権移転に係る 1 件、賃借権設定に係る 34 件、使用貸借権設定に係る 3 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第 4 号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定 2 番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員委員の退席を求めます。

議長 （議席番号●番、●●●●委員 退席）

議長 これより、質疑に入ります。議案第 4 号、「農用地利用集積計画の決定につい

て」の当事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、
議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権
設定に係る 2 番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決す
るに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の当
事者分の使用貸借権設定に係る 2 番の案件については、原案のとおり「承認決
定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解
きます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 入室着席）

議 長 次に、議案第 5 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、
説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 5 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 5 号「あっせん申出について」の 1 件の
案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案
第 5 号、「あっせん申出について」の 1 件の案件について「あっせん事業」を行
うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 5 号「あっせん申出について」の 1 件の案件につ
いて、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通
知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委
員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、
指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から、29 番、佐
藤善一推進委員と、32 番、舟山健一推進委員にお願いすることにいたします。
ご多忙中での職務になりますが、よろしく願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・
説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告につ

いて」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。あ
りがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第8回伊達市農業委員会定例総会を閉会といた
します。どうもご苦勞様でした。(午後3時58分閉会)

- | | | |
|-------------|-------|------|
| 11. 提出事項の顚末 | 議案第1号 | 許可決定 |
| | 議案第2号 | 許可決定 |
| | 議案第3号 | 承認決定 |
| | 議案第4号 | 承認決定 |
| | 議案第5号 | 承認決定 |

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

